

別記様式第十四(第十九条関係)

(表)

The diagram shows a rectangular driver's license card with rounded corners. The overall width is 8.56 and the height is 5.40. The card is divided into several sections:

- Top Section:** A horizontal bar containing the label "氏名" (Name) on the left and "年 月 日生" (Date of Birth) on the right.
- Second Section:** A horizontal bar containing the label "住所" (Address) on the left and "交付 年 月 日" (Issuance Date) on the right.
- Third Section:** A larger area containing the text "年 月 日まで有効" (Valid until Year, Month, Day) and "免許の条件等" (Conditions of License) on the left. On the right side of this section, the text "運転免許証" (Driver's License) is written vertically, and a large rectangular box labeled "写真" (Photo) is positioned.
- Bottom Section:** A section for the license number, labeled "番号" (Number) and "第" (No.) on the left, and "号" (No.) on the right. It includes a table for "二種" (Two types) with columns for "年" (Year), "月" (Month), and "日" (Day). Below this is a grid of 10 boxes for the license number. At the bottom right, it says "公安委員会 印" (Seal of the Public Safety Commission).

Dimensions are indicated by arrows: 8.56 (width), 5.40 (height), and 7.96 (width of the inner content area). A vertical dimension of 4.79 is also shown on the right side.

(裏)

7.56

0.50

1.99

備考	

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です)。  
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

【1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。】  
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・膵(すい)臓・小腸・眼球】

[ 特記欄 : \_\_\_\_\_ ] 《自筆署名》  
《署名年月日》 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

- 備考 1 表側は白色のプラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
- 2 免許証の有効期間の末日の年の部分については、西暦の次に括弧内に元号を用いて記載すること。
- 3 種類欄には、現に受けている免許及び受けることとなる免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、準中型免許については3番目の項に、普通免許については4番目の項に、大型特殊免許については5番目の項に、大型二輪免許については6番目の項に、普通二輪免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については1番目の項に、原付免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、<sup>けん</sup>牽引免許又は<sup>けん</sup>牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
- 4 表側の余白の部分には、免許を受けた者が法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者である場合にあつては、その旨を記載すること。
- 5 備考欄には、法第93条第2項に規定する事項、法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
- 6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。